

宗像市小中一貫教育推進協議会規則（案）

（目的）

第1条 本協議会は、小中一貫教育モデル校での調査・研究終了後の、全市における小中一貫教育の取り組み方や進め方についての検討・協議を行い、宗像市教育委員会（以下「教育委員会」とする）に協議結果を報告するもの。

（所掌事務）

第2条 本協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）宗像市の小中一貫教育の推進に関すること
- （2）保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携強化に関すること

（組織）

第3条 本協議会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものの内から教育委員会が任命する。

- （1）各中学校区の住民代表 7人以内
- （2）学識経験者 3人以内
- （3）公募委員 2人以内

（任期）

第4条 委員の任期は、教育委員会が任命した日から平成21年3月31日までとする。

2 委員の辞職等により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 本協議会に会長及び副会長をおき、委員の互選により選出する。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことが出来ない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めた場合、委員以外の者に出席を求め、意見等を聴取することができる。

（部会）

第7条 協議会の中に専門部会を設置し、必要な調査・研究を行うことができる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会で別に定める。

（附則）

この規則は、平成19年6月 日から施行する。

宗像市小中一貫教育推進協議会の進行計画（案）

平成19年6月 教育政策課

会議等	時 期	内 容
第1回協議会	平成19年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究校の取組状況の報告 ・推進のための課題の整理
第2回協議会	平成19年第2学期	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究校の取組状況の報告 ・推進のための課題の整理
第3回協議会	平成19年第3学期	
第4回協議会	平成20年第1学期	
第5回協議会	平成20年第2学期	
中間報告	平成20年9～10月	教育委員会へ中間報告
第6回協議会	平成20年第3学期	
最終報告	平成21年2～3月	